

# 「えひめ元気づくりプロジェクト」について

愛媛県 企画情報部 管理局 企画調整課 企画係長 金子 浩一

## 1. はじめに

平成12年4月の地方分権一括法の施行により、国と地方は「上下・主従」の関係から「対等・協力」の関係へと大きく転換し、地域のことは地域で決める「自己決定権の拡充」と、地域のことは地域で責任を持つ「自己責任の拡充」を目指す地方分権改革が実質的にスタートした。

眞の分権型社会の実現のためには、地域を構成する様々な主体が、この自己決定・自己責任の原則のもと、それぞれの役割を果たしていくとともに、お互いを理解、尊重し合い、相互に持てる知恵や力を出し合って魅力と活力ある地域づくりを進めることができるとなっている。このため、全国の多くの自治体が、行財政運営の透明性の向上や地域住民への説明責任をはじめ、地方自治体の政策形成過程への積極的な住民参加、NPOや地域で活動する団体との協働の仕組みづくりなど、行政経営の改革に取り組んでいるところである。

このように、「地域ビジョンの明確化」「住民との協働」「透明性の向上」「政策形成能力の向上」などをキーワードとした行政経営改革が、真に成果を上げるために、自治体組織にとどまらず組織を構成する職員にも新たな資質・能力を身に付け發揮することが強く求められている。

## 2. 取組みの背景

これからの中堅職員に求められる資質・能力とは、具体的には、広く情報を収集し有効に活用する能力をはじめ、前例にとらわれず改革の意識をもって仕事をする創造性、自ら問題を見つけ解決する能力、最小の経費で最大の効果を得るコスト意識、住民に分かりやすく納得のいく説明を行う能力など様々である。一方、自己決定・自己責任の原則に基づく分権型社会においては、これまでの画一的で均質な国の仕組みや制度に依存するのではなく、時代感覚に優れ地域社会の実態に応じた特色ある政策を、自らの創意工夫のもと具体化することが求められており、そのためには、地域課題の発見、調査分析、政策立案、政策調整という一連の政策形成過程において、個々の職員の能力向上を図ることが何よりも重要になっていると言える。

「えひめ元気づくりプロジェクト」（以下、「元気プロジェクト」）は、一義的には、“愛媛の元気づくり”に結び付く、新規施策・事業の具体化に主眼があるが、その底流には、地方分権時代において必要不可欠となっている職員の政策形成能力の向上を、従来のOJT（日常業務の中での対応）やOFF-JT（職員研修等での対応）などの手法とは異なるアプローチで実現する意図を持って創設した、ある意味、実験的・冒険的な制度であり、まず、その点について紹介することとする。

### 3. 「元気プロジェクト」が企図すること (職員の「政策形成能力の向上」)

「元気プロジェクト」の企図するところを紹介する前に、プロジェクトの実施フローを簡単に紹介すると以下のとおりとなる。

#### 【「元気づくりプロジェクト」のフロー】 ※19年度のケース

19年3月	プロジェクトの検討テーマの募集
↓	
4月	政策企画会議でのテーマ選定
↓	
5月	プロジェクト・チームの班員選定
↓	〃 の設置
6月	
～	プロジェクト・チームでの検討
9月	
↓	
10月	検討結果の取りまとめ
↓	政策企画会議でのプレゼンテーション (採択プロジェクトの決定)
20年3月	採択プロジェクトの予算化（当初予算）
↓	
4月～	事業実施

#### (1) 組織を離れ、フラットでフリーなユニットでの検討

上記フローの中で、特筆すべき点は、まず、プロジェクト・チーム（以下、「PT」）の設置方法にある。このようなPTが庁内に設置された場合、設置部局の管理職（局长・課長級職員）がリーダーとなり、関係部局の一般職員が班員となるのが通常であるが、元気プロジェクトにおいては、係長級以下の職員のみで構成され、リーダーも班員の互選により選ばれるなど、極めてフラットな組織となっている。

また、一般的PTは、建前上、部局組織とは別の組織体（ユニット）であるとはいえ、その検討過程において、適宜、設置部局の組織的な関与（組織上の上司への報告、上司からの指示等）が行われるのが常である。これに対し、元気プロジェクトでは、PT発足から検討結果の取り

まとめに至るまで、一貫して組織的な関与を排除しており、PTの班員は、検討の最終過程まで部局組織の意向等を意識することなく、自身の発想やアイデアをPTでの検討の場で如何なく、ぶつけ合うことができる、非常に自由闊達な組織となっている。

これらPTは、係・課・局・部といった県の組織階層とは一線を画した、非常にユニークな存在であり、PTに所属する若手職員は、新規施策・事業を企画・立案する作業を、OJTでもOFF-JTでもない（即ち、組織ラインでの業務でもなく、研修等におけるシミュレーションでもない、強いて言えば両者のハイブリッド）状況の中で実体験することができるようになる。

#### (2) 試される個人の力量

更にPTでは、まず例外なく、何が課題であるかについて、班員が徹底的に話し合い認識の共有を図った上で、課題解決に向けた対応策（施策・事業）を協議するプロセスに移行する。その間、各班員は、常に、組織の意向やお仕着せではなく自分自身の考えの発露を求められるとともに、個々の主張が行き交う協議の場で、自分の考えを相手に理解させ、周囲の賛同を得た上で合意形成を図るなど、ディベートの技術を發揮することも求められるようとなる。また、検討テーマそのものが新規の課題であるだけに、協議の素材として個々人が提供する資料・データは、既存のものではカバーできないケースが多く、結局は、自らの足で情報を収集し分析する作業を余儀なくされることもある。

このように、組織に依存するのではなく、個人の力量が厳しく問われるPTでの活動は、同時に、各班員が地域課題の発見から調査分析等を経て政策立案や政策調整に至る一連の政策形成過程を体験することも意味している。しかも、研修等での仮題に基づくケーススタディではなく、地域社会が現実に直面する課題への対応であるだけに、非常に真剣な協議の中でなされるといった点においても、班員の政策形成能力の向上にひとくわ大きな効果があるものと考えている。

### (3) 地方機関職員も参画できる制度・仕組み

政策形成能力の向上を図る意味での第2のポイントは、係長級以下の若手職員であれば、所属・職位を問わず誰もが参画できる制度・仕組みとなっていることである。これにより、従来、“執行機関”として位置付けられ、日常業務の中で、予算措置等を伴う施策・事業の企画立案を自ら行うことの少なかった地方局などの地方機関の若手職員も、PTでの活動を通じて、部分的ではあるが、自らの政策形成能力を磨き上げる機会が得られることとなった。

実際、「元気プロジェクト」では、そのフローの中で2度、若手職員全員に対して参画の機会を提供している。1度目の機会となるプロジェクトテーマの募集段階では、平成19年度に提案のあった134件のうち、実に78%に当る104件の応募が地方機関の職員からなされ、同職員の地域課題に対する意識の高さや、その解決に向けた施策・事業の企画立案意欲の強さが際立つ結果となっている。因みに、初年度となった18年度においても、同様に全体の約8割が地方機関の職員からの提案となっている。

全ての若手職員が参画の機会を持つことのできる2度目の機会が、PT自体への参画である。政策企画会議において検討テーマとPT設置部局を決定（注：検討テーマの内容から見て、どの部局がPT運営の事務を担うかを決定するものであり、当該部局の組織的な関与を意味するものではない。）した後、PTの班員選定を行うこととなる。専門性が求められる検討テーマに対して、素人のみでの検討には限界があるため、当然、直接関連する分野の業務を行っている職員が班員として参画することを求めることがあるが、PTにはこれら職員だけでなく、およそ関連すると思われる分野の職員について、部局（本庁各部だけでなく本庁と地方機関）の垣根を越えて幅広く参画を求めることが可能としている。

さらに、全てのPTにおいて、10名程度で構成される班員のうち、3人程度を公募枠とすることを義務付けており、これにより、現在の従事業務やこれまでの職務経験に関係なくとも、個人として検討テーマに関心を持つ職員が、現在の所属や業務に関連せずとも自由にPTに参画できる仕組みも確保されている。なお、最初に検討テー

マの提案を行った職員は、無条件にPTに参画できることは言うまでも無い。

もとより、PTの設置数には限りがあるため、平成18年度は10PTに113名、19年度は11PTに101名の職員と、必ずしも全ての若手職員が現実にPTに参画したわけではないが、これらPTには、県内に5つある全ての地方局のほか、農業試験場や林業技術センターを始めとした複数の試験研究機関から数多くの職員が参画しており、各PTとも、多士済々、身に付けた知識や経験の異なるバラエティーに富んだメンバー構成となっている。

また、PT設置部局についても、その半分が地方局設置となっている（平成18年度は5PT、19年度は6PTが地方局設置）ことも特筆すべき点である。既に述べたとおり、日頃、政策立案作業に直接携わる機会の少ない地方機関の職員にとって、元気プロジェクトは、自らの手で実施したい施策・事業を具体化できる、またない機会であり、その強い意欲は検討テーマの募集段階でも明らかになっているが、更に、具体的な内容検討段階も自ら取り仕切りたいという意識から、積極的にPT設置を行っていることが窺える。このことが、職員のみならず地方機関自体の政策形成能力を向上させる機会ともなっていると言える。

## 4. その他の狙いと工夫

本県には、「元気プロジェクト」以前にも「特定重要新政策」という政策提案制度があったが、制度創設（平成11年度）後、年月が経過し、徐々にマンネリ化が進む中で提案内容が小粒化し、県政の柱となるような“骨太”的テーマが減少したことや、県の財政状況が厳しさを増し、折角、新たな政策提案を行っても、施策・事業の具体化が次第に困難になっていること、更には、優れた提案を行った職員に対するインセンティブがないことなどの課題が指摘されるようになっていた。

これらの課題に加え、県が、従来の政策提案制度を抜本的に見直すことを決定したのは、平成17年度に、行政運営の基本指針である第五次愛媛県長期計画の「後期実施計画」（18～22年度）と、向こう4年間（18～21年度）の財政運営の基本指針となる「愛媛県財政構造改革基本

方針」をそれぞれ策定したことと大いに関連している。両計画の策定は、平成18年度からの4年間で1,600億円もの財源不足が見込まれるなど危機的な財政状況の中、これまでの右肩上がりの成長・拡大路線を転換し、“選択と集中”的もと、限られた行財政資源を緊急性や必要性の高い分野に優先的・重点的に配分することを、今後の行財政運営の基本とする意味である。政策提案制度の見直しにあたっても、当然、このような県政運営の路線転換を十分反映させたものにする必要があつたことによる。

これらの課題への対応のため「元気プロジェクト」に新たに盛り込んだ仕組みとしては、

- ▼ “選択と集中”への対応として、検討テーマの範囲を後期実施計画の「優先施策」に限定したこと（更に、平成19年度は、その中でも、「若年者の雇用対策」「農林水産業の振興」「南予地域活性化対策」の3分野を重点募集分野として設定）
- ▼ 政策企画会議の場において、知事を始めとした特別職の前でPT代表者が直接プレゼンテーションを行い、その場で採択決定を行うこととしたこと（トップダウンによる意思決定）
- ▼ プロジェクトの具体化に向けた財源確保のため、毎年シーリングを受ける部局配分予算枠ではなく“特別枠”で対応することとしたこと
- ▼ 職員のインセンティブとして、優れた提案を行ったPTへの表彰や、頑張った職員に対する勤勉手当へ反映する制度を創設したことなどが挙げられる。



【政策企画会議におけるプレゼンテーション風景】

制度創設当初は、一部管理職から、政策提案やPTに参加できる職員を、若手職員に限定したことについて不満の声が上がったものの、若手職員に権限と責任を与えることにより、やる気を引き出し、意識改革や資質向上を図ることが、ひいては職場の活力づくりにもつながることについて、徐々に理解が得られるようになり、現在は、逆に、若手職員の活躍を温かく見守る雰囲気も醸成されつつある。

なお、PTからの提案は採択されれば、結果的に所管部局の施策・事業として具体化されることから、今後更に、各部局の管理職がPT班員を叱咤激励し、PT間での提案の質を競い合う気運が醸成できれば、県庁組織全体の活性化にもつながるものと強く期待しているところである。

## 5. 個別プロジェクトの内容

以上が、「元気プロジェクト」を創設した趣旨とその背景であるが、もとより、その直接かつ最大の目的は、“愛媛の元気づくり”に結び付く、新規施策・事業を生み出すことにあることは言うまでも無い。そこで、既に予算化され、実行に移されている18年度の検討プロジェクトの中から幾つかの事例を選び、PTからの政策提案を踏まえ、どのような事業が具体化したかについて紹介する。

### (1) 真珠産業振興プロジェクト

#### ▼プロジェクトの背景

本県では、昭和61年に真珠生産量が全国1位になったものの、それまでの三重・伊勢の圧倒的な生産シェアにより、消費者にとって「真珠=三重」というイメージが強く、産地としての知名度が不足していることに加え、ミキモトなど大手宝石小売店におけるブランド戦略の中で、販売展開に苦戦を強いられている。

また、1990年代のバブル期には、生産者がより多くの真珠を出荷するため養殖期間を短縮したり大玉志向への対応等で生産量を増大させた結果、真珠の品質や歩留まりが低下した他、平成8年以降では、アコヤ貝のへい死等の問題が生じている。更に、これまで定番であったアコヤ真珠に加え、近年、白蝶、黒蝶、淡水真珠を加えた

複合市場となり、消費者のアコヤ真珠離れが進んでいるなどの課題も抱えている。

本県真珠産業の振興を図るためにには、生産者と消費者が一体となって、品質の良い真珠にこだわり、競争力のある商品を提供することが重要であるとの観点から、PTでは、真珠のブランド化を図るための事業と新たな産業振興につながる研究について政策提案を行った。

#### ▼事業内容（予算化後の内容。以下同じ。）

##### ★宇和島真珠ブランド化推進事業



【うわじまデザイン塾の風景】

宇和島真珠のブランド化や真珠を核とした宇和島地域全体のブランド化を図るために、宇和島市を中心となって33の団体等で組織する「宇和島地域ブランド化推進事業実行委員会」を設置。

同実行委員会では、県、宇和島市からの助成等も得て、以下の事業を実施。

○パールジュエリーやオンザテーブル（小物）等の部門ごとのパールデザイン・コンテストやデザイン力に富む新しい真珠ブランドづくりのためのパールデザイン研究会等の開催。

○ANAの協力を得て、平成19年10月から22年3月末まで客室乗務員(CA)を宇和島市に受入れ、CAを使った映像等の広報宣伝、真珠オリジナルデザイン商品等の宣伝販売、宇和島牛鬼まつりへのANAお祭り隊の派遣等を実施。

○補助事業以外の独自の取組みとして、真珠を使った料理の普及を図るためのパール食コンテスト。

○市内商店街等でのパールデザイン・コンテストの公開審査やまちかどギャラリー、パールファッショショーアン等を行う「うわじま海の恋人まつり」の開催。

##### ★えひめ真珠新事業育成プロジェクト推進事業

真珠を活用した新産業創出、競争力強化のため、工業技術センターにおいてアコヤ貝軟体部の利用や新たな調色技術確立の可能性を研究。

##### ○アコヤ貝軟体部利用に関する可能性試験

現在、廃棄物として処分されているアコヤ貝軟体部に含まれているスフィンゴ糖脂質には、炎症抑制や、がん細胞増殖抑制等の活性を有することが明らかになっており、同脂質を細胞レベルで調べ有効な機能を発見することにより、アコヤ貝の付加価値向上を図る。

- ・スフィンゴ糖脂質の分析（軟体部からスフィンゴ糖脂質の含有量や組成状況、機能性について分析。また、その精製方法を調査）
- ・免疫系への評価（免疫系細胞を用いて、炎症やアレルギー反応に対する活性化・不活性化についての調査）
- ・細胞増力抑制の評価（がん細胞の増殖抑制についての調査）

##### ○真珠の色調整に関する可能性試験

真珠の色は数千層にも及ぶ真珠層の干渉色とタンパク質や金属等の微量物質によって変化すると考えられている。そこで、真珠層の膜厚と色調の関係や金属イオンによる影響等について研究を行い、新たな手法による真珠の色調整の可能性について研究する。

- ・真珠の色調整試験（膜厚や金属イオン等による色調への影響についての調査）
- ・真珠の退色性試験（色調整した真珠の退色等についての調査）

#### （2）団塊の世代移住促進プロジェクト

##### ▼プロジェクトの背景

全国より速いペースで人口減少や高齢化の進む本県では、中山間地域や島嶼部など過疎地域を中心に、地域活力の低下や都市部との経済格差の拡大が深刻化している。一方、生活の質や多様な価値観が重視される成熟社会において、本県のような穏やかな自然風土や温かな人情に恵まれた地方は、健康で豊かな生活や新たな可能性を求める都市住民にとって、新たな生活や活動の場として魅

力や価値が高まっている。

移住交流の促進は、受入側地域にとって、経済活動の拡大（ECPRでは、60歳夫婦500世帯が本県に移住した場合、今後30年間で約666億円の経済波及効果が見込める（試算））や専門知識・経験を活用した地域コミュニティ活動など、様々な面で地域活性化の効果が期待されるものであり、PTでは、全国に約680万人いる団塊世代が退職期を迎える中、大都市圏等に居住するこれら住民の本県への誘致に向けた取組みについて政策提案を行った。

#### ▼事業内容

##### ★団塊の世代等移住・交流促進事業

団塊世代等の移住交流の促進に向け、市町や関係機関・団体等との連携・協働のもと、受入体制や情報発信体制について総合的な基盤整備を行う。

##### ○えひめ移住交流促進協議会の設置

県・市町をはじめ、就労・就農・居住等に関連する35の県内機関・団体等の参画のもと、本県への戦略的・効果的な移住・交流促進方策の検討を行う「えひめ移住交流促進協議会」を設立。同協議会では、現在、市町の実務担当者等で構成するワーキング・グループにおいて空き家情報の収集整備や本県出身者の掘起し、ふるさと回帰ニーズの把握手法等について検討を実施。

##### ○愛媛ふるさと暮らし応援センターの開設

移住・交流希望者が必要とする情報の提供や、移住先の斡旋・紹介、市町の取組みに対する指導・助言を行う「愛媛ふるさと暮らし応援センター」を設置。本年9月の開設後2ヶ月で30数件の相談を受け付けており、今後、同応援センターを介した移住の早期実現が期待されているところ。

##### ○えひめ移住支援ポータルサイト(e移住ネット)の開設

応援センターの開設に併せ、インターネット上で愛媛の移住・交流情報を一元的に発信するサイトを開設。同サイトでは、市町や関係機関・団体のHPとのリンクによる住居・就労・生活関連情報、移住経験者の体験談の掲載などのほか、独自性のあるコンテンツとして、昭和30年代の町並み、村並み、風景等の写真を掲載し

た「ふるさと写真館」を開設し、団塊世代のふるさと回帰意識に訴えかけるなどの工夫を講じている。

##### ○四国4県連携による県外フェア等の開催

“四国は一つ”の理念のもと、広報・集客面でのスケール・メリットを活かし、四国4県共同で、首都圏や関西圏での移住促進フェアの開催や、四国への移住希望者を対象としたモニター・ステイの受け入れ等を行う“癒しの国・四国”交流・定住促進事業を実施。



【四国フェアの風景】

##### ○市町での受入体制の整備

新規移住者が地域社会に定着するためには、市町段階でのきめ細かい息の長い支援が不可欠なことから、各市町において、移住交流の窓口部署の選定のほか、移住者の個別要望にきめ細かく対応する「移住者支援チーム」の設置、移住希望者の個々の生活相談に対応する「移住サポーター」の選任等の体制整備を行っている。

#### (3) 次世代育成支援対策検討プロジェクト

##### ▼プロジェクトの背景

急速な少子化の流れに歯止めをかけるためには、子どもや子育てを支える社会づくりのための施策の充実が求められている。少子化の原因やその背景にある要因については、生涯未婚率の増大、夫婦出生力や家庭・地域の子育て力の低下など様々な分析や指摘がなされている中で、PTでは、次世代育成に関わる部局が連携するとともに、関心のある職員から幅広くアイデアを提案してもらい、さらには、育児サークル支援活動に取り組むNPOや仕事と子育ての両立支援に关心を持つ企業関係者らの意見も聴きながら、その対応策について政策提案を行った。

## ▼事業内容

### ★女性が支える企業と地域子育て支援推進事業

次世代育成支援対策推進法（以下、「次世代法」）において、従業員300人以下の中小企業においては、一般事業主行動計画の策定が努力義務にとどまっており、取組みが進んでいないことから、中小企業の女性経営幹部にターゲットを絞って先進事例などを示すことにより、県内企業における積極的な子育て支援の促進を図るため、愛媛県法人会連合会女性部会連絡協議会が実施する以下の事業に対して助成。

#### ○子育て支援セミナーの開催

県内の女性企業経営幹部を対象に、先進的な取組みをしている中小企業等から講師を迎える、具体的な取り組みやすい従業員への子育て支援策や、地域への子育て支援活動についてのケーススタディ等を行うセミナーを開催。

#### ○子育て支援に対する取組みの調査

協議会会員企業を対象に、子育て支援に対する取組み状況を調査し優良事例を機関紙等で紹介、公表。

#### ○「愛媛ウィメンズクラブ宣言」の作成及び公表

女性の力で企業における「従業員に対する仕事と子育ての両立支援」と「地域の子育て支援への参画」への取組みを率先して行うことを宣言する「愛媛ウィメンズクラブ宣言」を作成・公表し、県内の女性経営幹部に実践を促す。

### ★えひめ子育て応援企業育成事業

働きながら子育てしやすい労働環境を整備するため、従業員の仕事と子育ての両立支援に積極的に取り組む中小企業を対象に、県版の「認証制度」及び「表彰制度」を創設し、当該企業のイメージアップによる人材の獲得や競争力の強化を図るとともに、働き方の見直しを進める。

#### ○「えひめ子育て応援企業」の認証とPR

次世代法に基づく行動計画を策定し実行に着手していることや、育児・介護休業法の基準を満たす育休制度等を就業規則に設けていることなどを基準として認証を行う。認証企業は名称や取組み概要を県HP等で広

く一般に紹介すること、商工中金とのタイアップによる融資制度「えひめ子育て応援企業ローン」（所定利率から0.2%優遇）が利用できることなどの特典あり。

#### ○子育て応援リーダー企業コンテストの開催

認証取得企業を対象に、公募及び商工関係団体からの推薦により、仕事と子育ての両立支援に関する優れた取組みを行っている企業を募集し、他の模範となるような「子育て応援リーダー企業」を決定し表彰する。

#### ○企業における子育て支援ニーズの調査

県内企業を対象に、従業員の仕事と子育ての両立支援のための雇用管理制度の導入予定等について調査し、ニーズを把握することで今後の支援措置につなげる。

## （4）新居浜・西条祭り宿泊ツアー検討プロジェクト

### ▼プロジェクトの背景

東予地方の秋祭りは、数多くのだんじりや太鼓台が市中を練り歩き、規模や豪華さの面では、全国に誇れる素材であるものの、受入体制の問題や知名度の低さ等から地元に宿泊する観光客は少なく、経済効果は小さい。

そこで、PTでは西条まつりと新居浜太鼓祭りをモデルとして、県と両市の協力体制のもと、受入体制を整備することにより、「えひめの祭り」としてブランド化を推進し、全国的な知名度アップを図ることにより、地元に宿泊する観光客を誘致し、地元に直接経済効果が生じるための施策について提案を行った。

### ▼事業内容

### ★えひめの祭り観光ブランド化モデル事業

県（西条地方局）や新居浜・西条両市のほか、地元商工・観光団体、旅館組合、旅行会社、JR、自治会等36団体・機関で構成する「西条まつり・新居浜太鼓祭り観光ブランド化推進実行委員会」を設置。

同実行委員会では、県、新居浜市、西条市からの助成等も得て、以下の事業を実施。

#### ○観客席の設置

西条まつり・新居浜太鼓祭りを「安心して見せ、楽しめる祭り」にするため、観光客を対象とした観客席

(栈敷席) を設置 (利用者実績 西条: 312名、新居浜: 268名)。



【加茂川栈敷席（西条）の風景】

#### ○総合案内所の設置

両祭りの観光客を対象に、祭りをはじめ地域の観光案内を広く行うことにより、観光客の利便性の向上を図るため総合案内所を設置。祭り案内チラシや交通規制情報、食事処・宿泊施設等の情報を記載したマップを新たに作成し、観光パンフレット等とともに来訪者に配布。また、隣接スペースで、地元の特産品の紹介や販売を行う物産品販売所（新居浜）を開設。

#### ○シャトルバスの運行（新居浜）

祭り会場付近において発生する駐車場不足や交通渋滞に対応し、観光客の円滑な輸送手段を確保するため、統一かき比べ会場間に無料のシャトルバス（4台借り上げ）を運行。

#### ○モニターツアーの実施

両祭りの誘客促進に役立てるため、地元での宿泊を条件としたモニターツアーを実施（40名申し込み）したほか、旅行代理店等による商品造成についても働きかけを行った。

#### ○広報宣伝活動

全国的な知名度を高めるための広報宣伝活動を関西・中国・四国を中心に展開した結果、旅行雑誌や新聞、テレビなど多様なメディアで取り上げられた。

### （5）企業連携による県道植栽管理検討プロジェクト

#### ▼プロジェクトの背景

主要県道壬生川新居浜野田線（うち西条市内4km）は、

近年、各種店舗・事業所などの進出が目覚しく、また平成18年3月の東予有料道路無料化以降、交通量も激増しており、西条市の目抜き通りとなっている。片側2車線で歩道や中央分離帯の幅員も十分にあり、ヤマモモなどの植栽も施されているものの、限られた予算のため、草刈りなどの植樹帯の管理は、草が伸びて見通しが悪く交通安全上危険な箇所等に限定して実施されており、良好な道路環境が確保されているとは言い難い状況にある。

このためPTでは、当該区間をモデルケースとして、社会貢献に理解のある地元企業（スポンサー）との連携のもと、道路の維持管理等を行う新たな仕組みについての政策提案を行った。

#### ▼事業内容

##### ★道路美化スポンサー事業

県が協賛企業名等の入った看板（道路美化、交通安全の啓発）を設置し、協賛金による道路（主要県道壬生川新居浜野田線）の維持管理を行い、コスト削減を図るとともに、交通安全を確保する。

#### ○道路美化スポンサー事業推進協議会の設立

県がHPや商工会議所会報を通じて協賛企業等の公募を行い、7月に県、西条市、協賛企業で構成する「道路美化スポンサー事業推進協議会」を設立。10月末時点で、協賛金40口（1口10万円）の募集に対し、40口（14社）が応募。

#### ○協議会の活動状況

- ・8月中旬に、県との間で「主要県道壬生川新居浜野田線の一部区間における道路管理協定」を締結。1回目の除草を9月、2回目は11月に実施。（除草業務の受託は、西条市シルバー人材センター）
- ・看板は、西条地方局建設部が10月に業者契約し、間伐材や地元企業の新素材を使用して11月下旬に設置。

#### ○事業の効果

- ・県管理道路の維持管理は、年々予算の確保が厳しくなる中で、企業活力を活用した新たなシステムの導入により、道路の維持管理を低コストで行うことができる。

- ・年5回程度草刈りなどの道路維持管理を行うことで、良好な道路環境が確保できる。
- ・定期的にシルバー人材センターへ委託することにより、高齢者の雇用の場が確保できる。
- ・看板の標語により「道路美化や交通安全の啓発」、「だんじりの絵」等により地元のPRとなる。
- ・協賛企業の社会貢献を示す看板により、企業のイメージがアップし、地域活性化につながる。



【設置された看板】

紙面の都合で、全てのプロジェクトの内容を紹介できないが、このほかにもPTでの検討をもとに、

- 地域に散在する未利用バイオマスを技術的に確立した方法でペレット化することにより、循環過程を総合的にシステム化することを目指す「バイオマスペレット利活用総合対策事業」
- 南予地域に現存する三つの町並みの交流連携や、南レク施設等を活用したスポーツ合宿誘致など、複数市町共同の取組みを支援する「南予地域広域連携プロジェクト推進事業」

が推進されている。

また、平成19年度においても、災害に強い地域社会づくりに向け「自助」と「共助」の取組みを強化することを目指した「えひめ防災力アッププロジェクト」や、団塊の世代を始めとする高齢者の生きがい創造と地域社会での活用を図る「第2の生きがい創造プロジェクト」など8プロジェクトが採択され、今後、予算化等がなされる予定となっている。

## 6. 終わりに

これらのPTでの検討で、共通するのは、如何に地域に眠っている資源を有効に活用するか、また、如何に地元市町をはじめ、NPOや住民グループ等の団体、企業との連携を図るかという視点で、施策・事業の具体化を図っている点である。

例え、どれだけ先進的で優れた政策であっても、地域資源を活用し地域のニーズを反映したものでなかつたため、結局、長続きも定着もせず、“企画倒れ”や“画餅”に終わったケースは、過去に枚挙の暇はない。

その点、極めて厳しい財政状況の中で船出した「元気プロジェクト」では、従来の“県主導完結型”や“ばらまき型”的政策提案が採用されることはない。その意味で、「元気プロジェクト」は、喫緊の県政課題に対して、市町や団体・企業あるいは県民との役割分担のもと、相互に連携・協働を図りながら、効率・効果的な対策を講じていく上で、一定の役割を果たしていると言える。

「地域資源」とは、地域に存在し育まれた自然・文化・歴史・産業や、そこに住む住民（人材）等の総和であると言えるが、資源はそこに「在る」だけでは、例えそれが一級品であっても社会経済的な価値は生じない。地域の活性化とは、このような地域資源を燃料としたパワー（＝「地域力」）の発揮にほかならず、その発現には、内燃機関のような装置（あるいは触媒）の存在が不可欠なのは言うまでも無い。

昨今では、「新たな公」の考え方のもと、NPOや市民団体、住民グループなど、様々な主体が地域活性化の推進役としてクローズアップされてきており、それでも、自治体及び行政職員が、依然として地域経営や活性化に大きな役割や責務を負っていることには変わりはない。

「元気プロジェクト」を経験した職員が、今後とも、政策形成能力をはじめとして、地方分権や行財政改革の進展に適確に対応する上で必要とされる資質・能力の修得や向上を図り、それぞれの分野において、地域活性化の触媒としての役割を果たしていくことを強く念願している。